

弘前市外の方が使用者となる場合には、弘前市内に住所を有する代理人を選定していただく必要があります。

※使用者が弘前市内から転出する場合にも同様に、代理人選定届が必要です。

添付書類

- ・埋蔵場所使用許可証（お手続き後、新しい許可証を交付します。）
- ・代理人の住民票（本人分、本籍記載のもの）

代理人選定届

弘前霊園条例第6条第1項の規定に基づき下記のとおり選定したので、同項の規定により届け出ます。

記

埋蔵場所の種類	第 1 種	使用面積	4 m <sup>2</sup>	
埋蔵場所番号	西1区 B・333	使用許可番号	第 40015 号	
申請者 自署	本籍	弘前市大字上白銀町1番地1		
	住所	青森市・・・・		
	フリガナ	カンキョウ ハナコ		
	氏名	環境 花子 ㊟		
	電話	017-000-0000		
代理人 自署	本籍	弘前市大字上白銀町1番地1		
	住所	同上		
	フリガナ	ヒロサキ シロウ		使用者との関係 母の姉の子
	氏名	弘前 次郎 ㊟		
	電話	0172-35-1111		
摘要	埋蔵場所使用許可証を紛失された場合は、この欄に以下のように記載してください。 (例) 紛失のため、埋蔵場所使用許可証を添付できません。			

申請者は、使用者です。

※名義変更届に伴い代理人選定届を提出される方は、変更後の使用者を記載してください。

課長	課長補佐	係長	係	整理	受年月日 付年月日	令和 年 月 日
		記入しないでください。			決年月日 裁年月日	令和 年 月 日

- 備考 1 代理人の住民票の写し（1人）を添付してください。  
2 使用者の住所変更に伴い代理人を選定する場合又は代理人を変更する場合は、埋蔵場所使用許可証を添付してください。

（担当及び提出先：市民生活部環境課）